

平成19年4月から

短期給付の変更

申請の手続等

70歳未満の入院に係る病院の窓口負担が軽減されます

平成19年4月から、70歳未満の者の入院に係る医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額にとどめることとして、高額療養費に相当する金額については、共済組合が組合員に代わって医療機関に支払うこと(現物給付)ができます。

この取扱いは、70歳以上の者の取扱いに準じて、70歳未満の者の入院に係る高額療養費を現物給付化するものですが、この取扱いを受けようとする場合は、共済組合に申請して証明書の交付を受ける必要があります。申請の手続等は下図のとおりです。

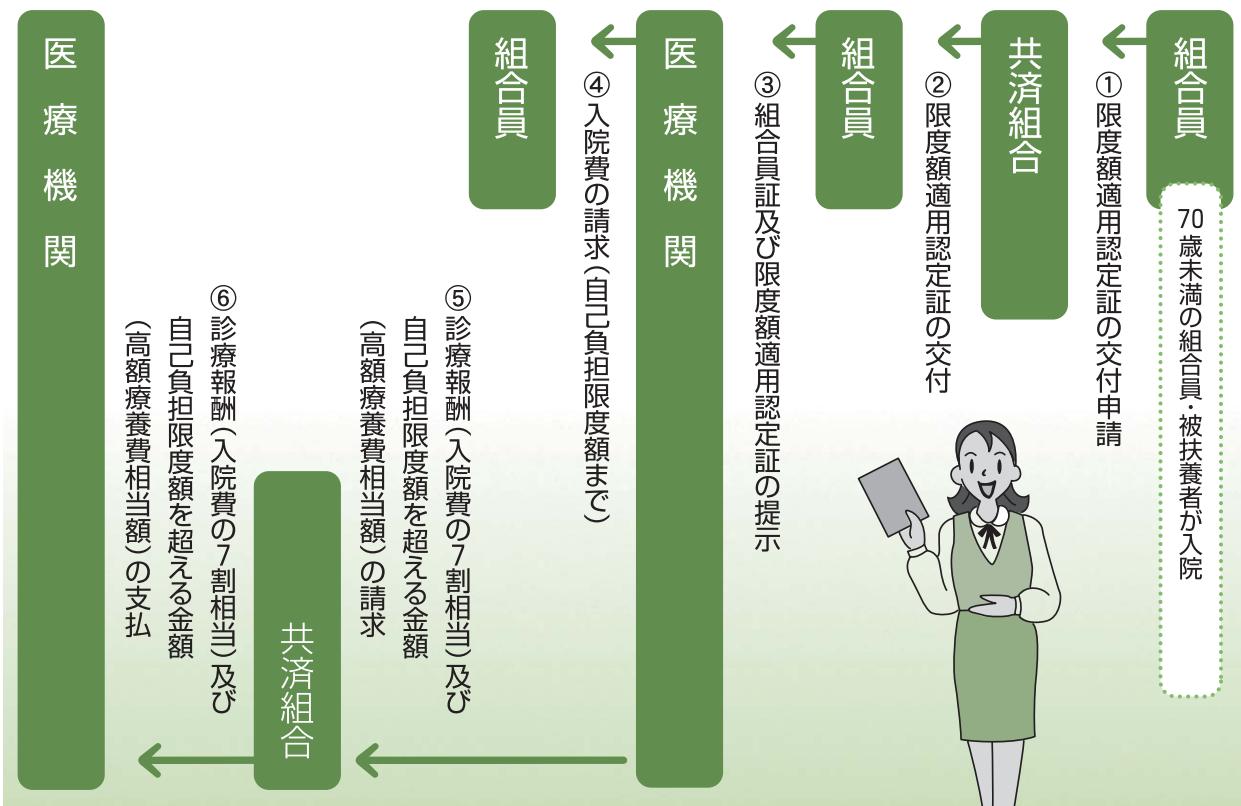
また、申請書は共済組合ホームページ(平成19年4月更新予定)をご覧ください。

ページ(平成19年4月更新予定)



(問い合わせ先)
保健課医療厚生係
TEL089(945)6318

なお、この申請をされない場合は、従来どおりの取扱いとなり、共済組合からの払い戻し方式になります。受診者は医療機関の窓口で医療費の3割(又は2割)相当額を支払い、自己負担限度額を超える金額は後日、共済組合から高額療養費として組合員口座に払い戻しされます。



出産費等の受取代理

平成19年4月から出産費・出産費附加金及び家族出産費・家族出産費附加金以下「出産費等」という)の受取代理の取扱いを始めます。

この取扱いは、病院、診療所又は助産所(以下「医療機関等」という)の窓口で、組合員が出産費用を支払う負担の軽減を目的とし、医療機関等が組合員に代わって出産費等の共済組合からの給付金を受け取るものでです。

対象となるのは出産予定日まで一ヶ月以内の組合員、又は出産予定日まで一ヶ月以内の被扶養者を有する組合員です。ただし、出産貸付を利用する場合は対象となりません。

◆受取代理人
医療機関等
手続き

「出産費・出産費附加金、家族出産費・

家族出産費附加金請求書(事前申請用)」に出産予定の医療機関等で受取代理人欄の記載をしてもらい、添付書類を添えて、所属所を経由して共済組合に提出してください。

詳細は、共済だより石錦(平成19年3月号)及び共済組合ホームページをご覧ください。

傷病手当金・出産手当金の給付日額
(一般職の場合)

改正後
(平成19年4月から)

傷病手当金 出産手当金

$$\text{給料月額} \times \frac{1}{22} \times \frac{2}{3} \times 1.25$$

(注)特別職については、「1.25」を「1.00」とする。



給付日額が変更されます

～傷病手当金・出産手当金～

平成19年4月から、傷病手当金と出産手当金の給付日額が次のように変更されます。

平成19年4月から、退職後の傷病手当金と出産手当金の取扱いが次のようになります。
傷病手当金は、1年以上組合員であった者が、退職日以前から労務に服することができない状態で傷病手当金を受けることができるとき(退職日前に給付事由が発生しているとき)は、任意継続組合員になった場合及び任意継続組合員にならなかつた場合も、引き続き傷病手当金を受けることができます。

ただし、任意継続組合員になつてから労務に服することができない状態になった場合は、支給されません。

また、出産手当金は、1年以上組合員であった者が、退職日以後42日(多胎の場合は98日)以内に出産又は出産予定の場合に限り支給されます。

柔道整復師(接骨院)のかかり方

柔道整復師(接骨院・整骨院)で受けられる施術には、共済組合の給付を受けられる場合と受けられない場合があり、それぞれ次のようになっています。

- ・柔道整復師(接骨院・整骨院)で受けられる施術には、共済組合の給付を受けられる場合と受けられない場合があります。
- ・単なる肩こり、筋肉疲労
- ・単なるあんま・マッサージ
- ・内科的原因による疾患(リウマチなど)
- ・骨折、脱臼
- ・捻挫、打撲及び挫傷
- ・骨折、脱臼などに対する応急処置
- (応急処置後の施術については、医師の同意が必要です。)

共済組合の給付を受けられる場合(高額負担)

・単なる肩こり、筋肉疲労

・単なるあんま・マッサージ

・内科的原因による疾患(リウマチなど)

・骨折、脱臼

(応急処置又は医師の同意が得られているものを除く。)

共済組合の給付を受けられる場合の柔道整復師の施術は、療養費として支給されます。

なお、(社)地方公務員共済組合協議会と受領委任契約を結んでいる柔道整復師などで、施術を受けられる場合は、組合員証を提示すれば、3割の自己負担(3歳未満の者は2割、70歳以上の一般所得者は1割)を支払えばよいことになっています。